

7/1

平成11年(1999年)
No.697

広報

むこう

7月1日(木)は
事業所・企業/商業統計調査
すべての民間事業所が対象
ご協力をお願いしますまちのうこき
(6月1日現在)
世帯数 19,495世帯
人口 53,626人
男 26,103人
女 27,523人

●向日市役所(〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20)

●編集 秘書広報課

●電話 075(931)1111

市議会議員定数が2人減の24人に 7月18日の市議会選挙から実施

6月18日に行われた向日市議会第2回定期会本会議において、「向日市議会の議員の定数を減少する条例の一部改正について」が可決されました。これにより、市議会議員の定数は、現行の26人から24人になり、7月18日に行われる向日市議会議員一般選挙から適用されます。

この条例は、本年3月に市民から出された定数削減の請願が5月25日の定期会初日に採択されたのを受け、議員提案として、「向日市議会の議員の定数を減少する条例の一部改正について」の議案が提出され、最終本会議で可決されたものです。

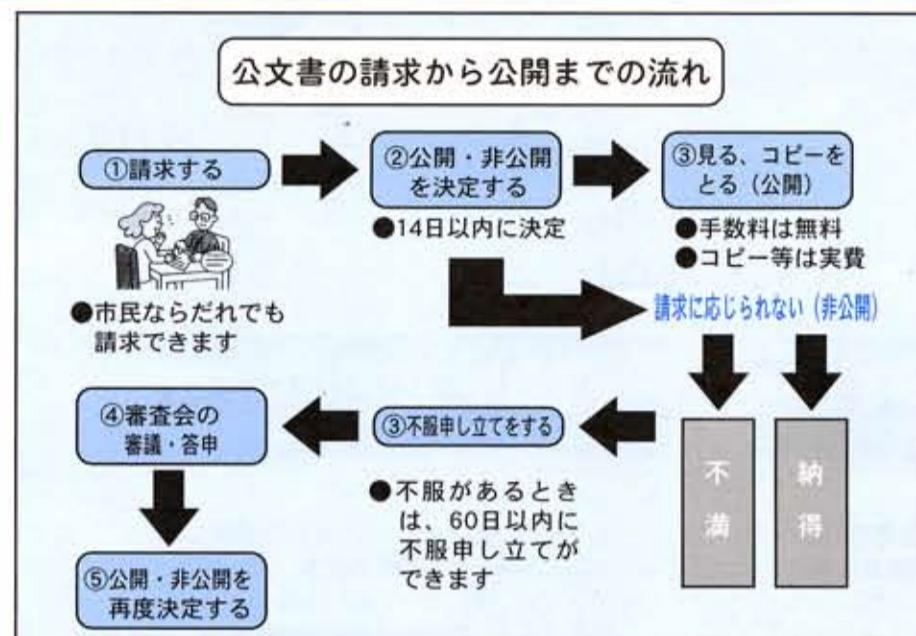
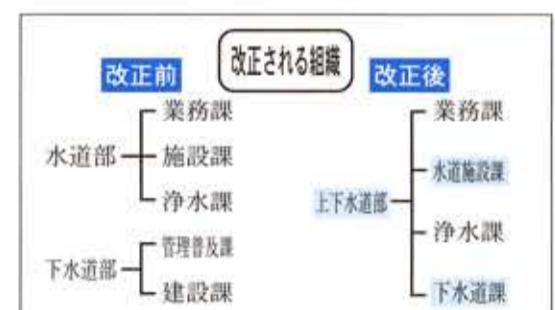
提案理由として、経済構造などの変革が迫られている時代にあって、議会もスリム化を求められていることなどが挙げられていました。

1部1課を減らし 組織を簡素合理化 組織改正6月市議会で可決

6月市議会に提案していた市の組織改正に関する条例案が可決され、7月1日から新しい組織で業務を行います。

主な内容は、公共下水道汚水事業の事業量が減少したことから、組織の簡素合理化を図るため、水道部と下水道部の2部を「上下水道部」の1部に統合するものです。

また、平成12年4月から実施する介護保険に向け、被保険者の資格管理と保険料の賦課徴収に関する事務を市民部の、介護サービスの認定給付などに関する事務を健康福祉部の所管としました。



向日市情報公開条例(抜粋)

(目的)
第1条 この条例は、知る権利の具体化として市の機関が保有する公文書の公開を求める市民の権利について必要な事項を定めることにより、行政運営の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようになるとともに、公正な市政を推進し、積極的な市民参加により、市政に対する理解と信頼を深め、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)実施機関 市長、消防長、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2)公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びこれらを撮影したマイクロフィルムで決裁又は供覧の手続が終了し、当該実施機関の職員が職務上組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(3)公文書の公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(1)市の区域内に住所を有する個人
(2)市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3)市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
(4)市の区域内に存する学校に在学する個人
(5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

公正で透明な市政の実現のための「向日市情報公開条例」が、向日市議会6月定期会で可決、制定されました。これにより、市の各機関が管理している公文書(情報)は、請求権者の求めに応じ、個人の情報、個人や法人の事業活動上の権利利益を侵害す

るおそれがある情報、法令等により公開することができます。条例は、本則24条からなっています。その主な項目は、条例の目的、対象となる実施機関の範囲、公文書の範囲、公開請求の方法、権者の範囲、公開審査会の設置などです。

第1条の目的には、憲法で保障された「知る権利」を明記し、第2条の実施機関では、市や教育委員会、議会など10の機関を規定しています。施行は来年度初めから受けた提言を最大限に尊重して、制定されたものです。

この情報公開条例は、昨年11月に市民をはじめ学識経験者や弁護士で構成する情報公開制度検討懇話会(座長:藤光利神戸大学法学部教授)が、向日市議会6月定期会で可決、制定されました。これにより、市の各機関が管理している公文書(情報)は、請求権者の求めに応じ、個人の情報、個人や法人の事業活動上の権利利益を侵害す

るおそれがある情報、法令等により公開することができます。条例は、本則24条からなっています。その主な項目は、条例の目的、対象となる実施機関の範囲、公文書の範囲、公開請求の方法、権者の範囲、公開審査会の設置などです。施行は来年度初めから受けた提言を最大限に尊重して、制定されたものです。

この情報公開条例は、昨年11月に市民をはじめ学識経験者や弁護士で構成する情報公開制度検討懇話会(座長:藤光利神戸大学法学部教授)が、向日市議会6月定期会で可決、制定されました。これにより、市の各機関が管理している公文書(情報)は、請求権者の求めに応じ、個人の情報、個人や法人の事業活動上の権利利益を侵害す

情報公開条例を制定

開かれた市政の推進へ

7月18日は投票日

午前7時~午後8時

向日市議会議員一般選挙

選舉公報

不在者投票

7月16日(金)ごろに、朝日、京都、産経、日本経済、毎日、読売各新聞の朝刊に折り込みします。

不在者投票は、7月11日(日)から17日(土)までの午前8時30分から午後8時まで受け付けています。

★投票できる方・できない方★

年齢要件	昭和54年7月19日以前に出生の方
------	-------------------

住所要件	引き続き3か月以上向日市に住所を有する方
------	----------------------

●向日市へ転入された方

平成11年4月10日以前の届出	投票できます。
-----------------	---------

平成11年4月11日以後の届出	投票できません。
-----------------	----------

●向日市から転出された方

期間に関係なく転出届出をされた方は、投票できません。

●向日市内で転居された方

平成11年6月28日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
-----------------	-----------------

平成11年6月29日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。
-----------------	-----------------